

指定居宅サービス事業者及び第1号訪問事業指定事業者の指定の取消しについて

令和3年3月25日(木)

泉佐野市 健康福祉部 広域福祉課 介護事業者担当 古家・三木 電話 072-493-2023 FAX 072-462-7780
--

標記について、介護保険法の規定により、下記の指定居宅サービス事業者及び第1号訪問事業指定事業者の指定を取り消しましたのでお知らせします。

記

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 有限会社ケアハウス眞央
- (2) 代表者 取締役 岡本 信子 (おかもと のぶこ)
- (3) 所在地 大阪府泉佐野市羽倉崎二丁目5番2-717号

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 ホームヘルプサービスまなか(訪問介護、第1号訪問事業)
- (2) 申請所在地 大阪府泉佐野市南中樫井993番地の4
- (3) 指定年月日 平成15年1月1日(訪問介護)
平成29年4月1日(第1号訪問事業)
- (4) 介護保険事業者番号 2774500579

3 指定取消年月日 令和3年3月24日

4 指定取消の理由

① 不正請求

【介護保険法第77条第1項第6号】

平成31年1月から令和2年12月までの期間に、34名の利用者に対する訪問介護について、サービス提供を行っていないにも関わらず、これを行った旨を記載した虚偽のサービス提供記録を作成し、そのサービス提供記録に基づき居宅介護サービス費を請求し、以て、居宅介護サービス費の請求に関し不正があった。

② 虚偽報告

【介護保険法第77条第1項第7号】

令和3年1月18日に実施したホームヘルプサービスまなかに対する監査において、サービス提供を行っていないにも関わらず、これを行った旨のサービス提供記録を作成し、虚偽の報告を行った。

③ 法令違反

【介護保険法第115条の45の9第1項第6号】

第1号訪問事業と一体的にサービス提供を行うことができる訪問介護において、上記①、②に記載のとおり、介護保険法に違反した。

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、介護給付費を支給した市に対し、平成31年1月から令和2年12月まで不正に請求し受け取った介護給付費89,416,108円を返還させるほか、返還させる額に100分の40を乗じて得た額(介護保険法第22条第3項)を加算して支払わせる。